

千秋・ニコニコふれあいバスの協賛に関する要領

1 千秋・ニコニコふれあいバスの運行趣旨

交通空白地域の交通利便性の向上を目的として、高齢者や障害者などの交通手段を持たない方の買物・通院等の移動手手段の確保に寄与する。

2 協賛者の募集

「地域に必要な交通手段を地域全体で守る」という千秋・ニコニコふれあいバスの運行の趣旨に賛同し、運行を支援する協賛者を募集する。

3 協賛者

企業、個人を問わず協賛者となることができる。ただし、次に掲げる者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成 23 年一宮市条例第 24 号）第 6 条に規定する暴力団等及びこれらと緊密な関係を有する者
- (2) その他協賛者として適当でないとし市長が認める者

4 広告の掲出

協賛者は、下表を基準に協賛額および協賛期間に応じてバスの車体等に広告を掲出することができるものとする。

なお、下表に記載のない規格または協賛額による広告の掲出については、協賛者および市による協議のうえ規格または協賛額を決めるものとする。

広告の種類および掲出場所		規格	協賛額 (月額)	協賛期間
車体	乗降口側面	縦 250 mm × 横 400 mm	15,000 円	6 ヶ月以上
	後 部		10,000 円	
	運転席側面		8,000 円	
車内	天井	A 3 判	4,000 円	2 ヶ月以上
		A 4 判	3,000 円	
停留所名	千秋ふれあいバス	—	10,000 円	12 ヶ月以上
	ニコニコふれあいバス	—	15,000 円	

5 広告内容の基準

広告内容は、次に掲げるもののいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に関するもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (7) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (8) 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- (9) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 法令の規定に基づかない医療類似行為に関するもの
- (13) 求人広告及びこれに類するもの
- (14) 良好な景観の形成を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 責任の所在又は広告の内容が不明確なもの
- (16) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

6 協賛期間

協賛期間は 1 年度とし、年度途中から協賛する場合は、その年度末までに第 4 条に定める協賛期間を満たさなければならない。ただし、協賛者からの申し出により協賛期間を 1 年以上に延長することができる。

7 協賛金の使途

市が認定した交通協議会（以下「協議会」という。）の協力により得られた協賛金については、当該協賛金総額の一割または 10 万円のいずれか少ない額を、当該協議会が実施する利用促進のための活動資金に充てることができる。この場合において対象となる協議会は、継続して活動している実態を重視し、継続期間は 5 年以上とする。

この取扱いについて必要な事項は別に定める。

8 申込方法

千秋・ニコニコふれあいバスの運行に協賛しようとする者は、千秋・ニコニコふれあいバス協賛申込書（様式 1、2）に必要事項を記入の上、直接または郵送、電子メールでまちづくり部地域交通課へ提出する。

なお、広告のデザイン等についても、同時に提出する。

9 協賛金の納入

協賛者は、指定期日までに協賛金を金融機関で納入する。

10 協賛の中止

協賛者は、協賛期間中に中止をしようとするときは、千秋・ニコニコふれあいバス協賛中止申出書（様式 3）を市長に提出する。

なお、納入済の協賛金については、返還しない。

11 その他

広告の掲出等をしない協賛についてもできるものとする。

12 申込問合せ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市まちづくり部地域交通課

電話 0586-28-8955 (直通)

メールアドレス chiikikotsu@city.ichinomiya.lg.jp